

《 訂 正 表 》

『土地家屋調査士不動産表示登記質疑応答・質疑事項・Q & A 集』において、以下のよう
な誤りが判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと
共に、下記のように修正いただくようお願い申し上げます。

(令和 6 年 2 月 8 日更新)

 **東京法経学院**

訂正箇所	P149 別表（関連A45）の4行目
【誤】	
依頼者 NI について該当する事由	依頼者について該当する事 戸籍法第 10 条の 2 第 1 項：1 号 2 号 3 号
【正】	
依頼者について該当する事由	戸籍法第 10 条の 2 第 1 項：☑1 号 ☐2 号 ☐3 号